

令和3年1月15日

学生・教職員各位

学 長

三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」を受けて

1月14日付で、三重県から三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」が発出されました。期間は1月14日から2月7日までです。

これは、三重県内においても、本年に入り高い水準で新規感染者が発生しており、医療体制にも相当の負荷がかかっているためです。

本学においては、これまで個々における感染防止の意識の低さや、感染後における不適切な対応など、社会的にも問題となりえる事がありました。この為本学の学生及び教職員一人一人が真摯に感染防止対策に取り組む必要があります。

学生、教職員の皆さんにおかれましては、本三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」の趣旨を十分ご理解の上、

- ・通学、通勤、通院など生活の維持に必要な場合を除き県境を越える移動の自粛
- ・県外からの訪問客受け入れの自粛
- ・県内移動の際は『感染リスクが高まる「5つの場面」』における感染防止対策の徹底
- ・県内におけるクラスターが発生しやすい場所への外出自粛
- ・在宅勤務等の推進により可能な限り出勤者の5割削減に取り組む
- ・事実に基づく冷静な対応で人権侵害を避ける 等

各自がより一層慎重かつ責任ある行動を取っていただきますようお願い致します。

三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」(1月14日)

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000929654.pdf>